

令和4年第6回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年6月29日（水）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第6回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年6月29日、第6回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 加藤 博之 | 8 小野 たづ子 |
| 2 吉川 充 | 9 井上 俊春 |
| 3 曾根 覚 | 10 小泉 聡 |
| 4 鈴木 寛幸 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |
| 7 大木 秀春 | |

会議を欠席した委員

- 5 小林 多賀雄

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|-----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事補 | 束田 | 佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第10号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第11号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第30号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第32号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。
- これより令和 4 年第 6 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。
- なお、5 番小林多賀雄委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、6 番飯島英勝委員、12番大矢義孝委員の兩名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。
- まず、1 の会務報告です。今回は、令和 4 年 5 月26日（木）から令和 4 年 6 月28日（火）までの概要でございます。
- 先月、5 月26日（木）、この場所におきまして、令和 4 年第 5 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、2 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、6 件、9 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、2 件、3 筆、新規就農者の認定に関する要綱についての 3 議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 続きまして、5 月30日（月）に横浜市内で開催された農業委員会会長・事務局長及び市町村合同会議に、会長と事務局職員が出席しております。
- 6 月23日（木）には農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行いました。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 1 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。
- 諸報告は以上でございます。
- 議長 ただいま、事務局より報告がございました。
- 報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第10号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第11号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第10号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年6月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第11号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年6月29日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

筆数等に関しましては、次第最終ページの総括表をご覧ください。

まず、法第4条届出について、畑7筆、地積合計が1,169㎡。

法第5条届出について、田が3筆、地積合計が1,440㎡、畑が1筆、地積が17㎡。

法第3条許可申請につきましては、記載のとおりです。

合計につきまして、田の筆数合計が3筆、地積合計が1,440㎡、畑の合計筆数が9筆、地積合計が2,581㎡、田、畑、合計筆数が12筆、地積合計が4,021㎡です。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年6月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料の3ページをご覧ください。

譲渡人でございますが、大和市中央林間西四丁目■■■■■■■■■■にお住まいの■■■■■■■■■■さん。

譲受人は、座間市相模が丘三丁目■■■■■■■■■■にお住まいの■■■■■■■■■■さんでございます。

土地につきましては、栗原字小池東原■■■■■■■■■■、地目、畑、地積、1,395㎡です。

案内図につきましては、資料の4ページをご覧ください。

市が開設をしております栗原第5市民農園の南側にある畑の1筆でございます。

譲受人の■■■■■■■■■■さんですが、市内で約7,000㎡を耕作しております。

農業機械は、トラクター、耕耘機を所有し、意欲的に農業経営をされております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長

それでは、23日に行われました農地部会で現地を確認しております。それで、まだ畑そのものは前任者が耕作をしておりますして、カボチャ、キュウリだとか、トウモロコシ類だとかは生えていて、地元の委員の人の話では、これから■■■■■■■■■■さんが全部、耕耘をして始めるのだという状況であるということをお聞きしまして、現地もそのような形になっておりました。

以上です。

議長

議案第30号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員

今現状はこの間の農地部会で見たときに、やはり部会長がおっしゃったように作物が残っているのですが、■■■■■■■■■■さんから聞いている話ですと、何本かある樹木は伐採、抜根し、畑を平らにして作付をするということでした。■■■■■■■■■■さん自体も新規就農者で、数年たってはおりますけれども、意欲的に作付をして、薬物を中心に、学校給食や〇

d a k y u O Xなどに出荷し、精力的に農業を行っている方で、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。
議案第30号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は
「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第6、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議題といたします。

なお、本件につきましては、議席番号 [] 委員は当事者でございます。農
業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。し
ばらくの間、退席をお願いいたします。

([] 委員 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年6月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は5ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市座間1丁目 [] にお住まいの [] さん。
引き続き農業経営を行っている期間につきましては、令和元年7月26日から令和4年
6月29日までです。

特例適用農地でございますが、番号1、座間字清水 []、地目、田、地積、1,028
㎡。番号2、新田宿字向新田 []、地目、田、地積、999㎡。番号3、新田宿字向新
田 []、地目、田、地積、999㎡。番号4、新田宿字中川原下 []、地目、田、

地積、991㎡。番号5、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、165㎡。番号6、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、281㎡。番号7、座間1丁目■■■■、地目、田、地積、700㎡。番号8、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、760㎡。番号9、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、414㎡。番号10、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、211㎡。番号11、座間2丁目■■■■、地目、田、地積、115㎡。番号12、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、231㎡。番号13、相模が丘3丁目■■■■、地目、畑、地積、2,132㎡のうち2,119.39㎡の、以上13筆の、地積の合計が9,013.39㎡でございます。

こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明です。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する証明となっております。

■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられ、今回で3回目の申請でございます。

場所につきましては、資料の案内図6ページ以降をご覧ください。

中川原公民館西側の田、1筆、主要地方道藤沢座間厚木線の南側の田、3筆、相武台下駅南西側の田、2筆、主要地方道藤沢座間厚木線の北側の田、3筆、主要地方道町田厚木線相武台・入谷バイパス北側の田、2筆、入谷駅西側の田、1筆、最後に相模が丘西保育園の南側の畑、1筆の合計13筆でございます。

■■■■さんですが、農業経営としては、主に本人と、農業委員である■■■■さんによりまして、水稻作や露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

農機具は、トラクター、バインダー、耕耘機、田植機などを所有しております。

全体の農地面積ですが、田が7,285㎡、畑が2,676.39㎡の合計9,961.39㎡です。これは納税猶予を抜かした、適用を受けていないものも含めての数字でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 23日に農地部会が行われまして、事務局の職員の方々が事前パトロールの確認をされており、特に問題はないということで田については現地確認をしませんでした。

なお、畑については、11ページを開いていただきたいのですが、11ページの⑩、⑪については、畑でして、この中にネギだとか、カボチャ、ゴーヤ、ナス、ズッキーニ、トマト等、夏野菜類が豊富にきれいに整理されて植え付けられているという状況でした。

その次に、12番については、ここも畑として使われているところですが、トマトだとか、キュウリ、サトイモ、ネギ等が植え付けられて、きれいに整備された状態で野菜が生育している状態でした。

それから、13番については、相模が丘の住宅地の中の一角ですが、サツマイモの植え付けがされていて、なおかつ空地が少しありまして、そこについてもきちんと耕耘されており、サツマイモを植え付ける準備がなされていて、特に問題ないと、きれいに整理整頓されているという状態でした。

以上です。

議長 議案第31号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大谷委員 ただいま部会長が発表されたとおり問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、 委員の入室を許可します。事務局で案内をお願いします。

(委員 入室)

議長 それでは、 委員にお伝えいたします。ただいま、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、全員の賛成で承認いたしましたので、申し伝えます。よろしく今後ともお願いいたします。

次に、日程第7、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第7、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和4年6月29日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は14ページをご覧ください。

申請人ですが、座間市入谷西四丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さん。引き続き農業経営を行っている期間は、平成28年12月22日から令和4年6月29日まで。

特例適用農地ですが、番号1、入谷西5丁目■■■■■、地目、田、地積、271㎡。番号2、入谷西5丁目■■■■■、地目、田、地積、261㎡。番号3、入谷西5丁目■■■■■、地目、田、地積、234㎡です。

こちらにも引き続きの証明でございます。

入谷にお住まいの■■■■■さんからの申請でございます。

■■■■■さんでございますが、平成24年8月に義理のお父さんの■■■■■さんが亡くなられ、養子である■■■■■さんがこの農地を相続し、農業を継続するために納税猶予を受けました。

案内図としましては15ページをご覧ください。

入谷駅の東側にある田、3筆の調整区域の農地でございます。

■■■■■さんが所有する農地としては、今回申請の田、3筆で水稻作を、それから、海老名市内で畑、1筆を耕作しております。

農業経営としては、■■■■■さんが亡くなる以前から長男夫婦がそれを手伝う形で経営されております。

農機具につきましては、軽トラ、トラクター、コンバイン、耕耘機など一通りお持ちで、良好に農地を管理されております。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま、議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件につきましては、事務局で確認されている内容等々で特に問題はないのではな
いかということで、現地の確認等はしていません。農地部会の中だけで確認をしてお
ります。

以上です。

議 長 議案第32号の地区担当委員は鈴木寛幸委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

鈴木委員 本期間については、本人が耕作していることを私も確認をしております。ですから、
何ら問題ないと考えております。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告
は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求
めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。特段よろしいです
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、以上で、令和4年第6回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時56分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

6 番 _____

12 番 _____